

「令和3年1月7日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」の設置について

上越商工会議所では、令和3年1月7日からの大雪により、経営などに影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆様からのご相談をお受けする「特別相談窓口」を設置しました。

1. 開設日 : 令和3年1月12日（火）から（土日祝を除く）
2. 相談時間 : 午前8時30分～午後5時30分
3. 場 所 : 上越商工会議所
4. 相談内容 : 各種経営に関する相談

お問合せ先 上越商工会議所・中小企業相談所
〒943-8502 上越市新光町1-10-20
Tel. 025-525-1185 Fax. 025-522-0171

（※）下記もご確認ください。

プレスリリース（中小企業庁ホームページ：2021年1月8日）

[「令和3年1月7日からの大雪による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います」](#)

（抜粋）

1. 特別相談窓口の設置
2. 災害復旧貸付の実施
3. セーフティネット保証4号の適用
4. 既往債務の返済条件緩和等の対応
5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

[大雪に対応した県制度融資](#)